

第2期 清流の国ぎふ森林・環境基金事業 【概要書】

(H31. 4. 1)



岐 阜 県

第2期 清流の国ぎふ森林・環境基金事業

緑豊かな清流の国ぎふづくり

豊かな森づくり・清らかな川づくり

人づくり・仕組みづくり

I	100年先の森林づくりの推進	1
	1 環境保全林整備事業（森林整備課）	2
	2 公有林化支援事業（治山課）	4
	3 里山林整備事業 ※生活保全林整備、森林地域外危険木除去を含む。 （恵みの森づくり推進課）	5
	4 観光景観林整備事業（恵みの森づくり推進課）	9
II	自然生態系の保全と再生	11
	【野生鳥獣保護管理推進事業】	
	1 ニホンジカ、イノシシ等の捕獲推進事業 捕獲の担い手確保推進事業（農村振興課）	12
	2 野生動物総合対策普及推進事業（環境企画課）	14
	【水みちづくり推進事業】	
	3 流域協働による河川清掃事業（河川課）	16
	4 里地里川における生態系保全事業 ため池外来種駆除事業（農地整備課） 水田魚道設置推進事業（農村振興課） 生態系保全団体支援事業（農村振興課） 生態系保全市町村支援事業（農村振興課）	17
	5 河川魚道の機能回復事業（河川課）	19
	6 用排水路・河川落差解消支援事業（農地整備課）	20
III	ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり	21
	1 木質バイオマス利用施設導入促進事業（県産材流通課）	22
	2 小水力発電による環境保全推進事業（農地整備課）	23
IV	人づくり・仕組みづくり	24
	【県産材利用促進】	
	1 木の香る快適な公共施設等整備事業（県産材流通課）	25
	2 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業（県産材流通課）	27
	3 県民協働による未利用材の搬出促進事業（県産材流通課）	29
	【ぎふ木育推進事業】	
	4 ぎふ木育拠点整備等事業（恵みの森づくり推進課）	30
	5 ぎふの木育教材導入支援事業（恵みの森づくり推進課）	31
	6 森と木と水の環境教育推進事業（恵みの森づくり推進課）	32
	【その他】	
	7 清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業 （恵みの森づくり推進課）	34
	8 上流域と下流域の交流事業（環境企画課）	35
	9 生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業 （環境企画課）	36
	【提案事業】地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進	37
	1 清流の国ぎふ地域活動支援事業（環境企画課・恵みの森づくり推進課）	38
	2 清流の国ぎふ市町村提案事業 （環境企画課・恵みの森づくり推進課・県産材流通課・森林整備課）	40

I 100年先の森林づくりの推進

1 環境保全林整備事業

(1) 事業目的

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、公的な管理・支援を推進する。

(2) 対象地域

次の①から④までに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

①市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林

(イ) 渓流に面した森林

(ウ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林

(エ) 木材生産をするうえで立地条件が不利な森林

②除間伐は12齢級以下の人工林、国土強靱化間伐においては概ね10年間間伐履歴がない
溪畔林で13～18齢級の人工林、更新伐は18齢級以下の人工林

③1施行地の面積が0.1ha以上の森林

④10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林

(3) 実施内容

- ・伐採率がおおむね30%以上の除間伐等（風雪害の発生の恐れがあるなど、30%以上の伐採が適切でない場合を除く）
- ・伐採率が30%以上50%以下の更新伐（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状や群状の伐採を含む）
- ・森林所有者の特定や同意の取り付け等

(4) 実施方法

森林所有者と事業主体、市町村との間で本事業の趣旨を合意・協定を締結したうえで、事業主体は対象地域の間伐等の森林整備を実施する。

県は事業主体が実施する間伐等の森林整備費用及び森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する費用を助成する。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

13,000ha

(6) 目標とする姿

混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林

(7) 事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者

(8) 補助率等

除伐、保育間伐、間伐、更新伐、国土強靱化間伐：10/10

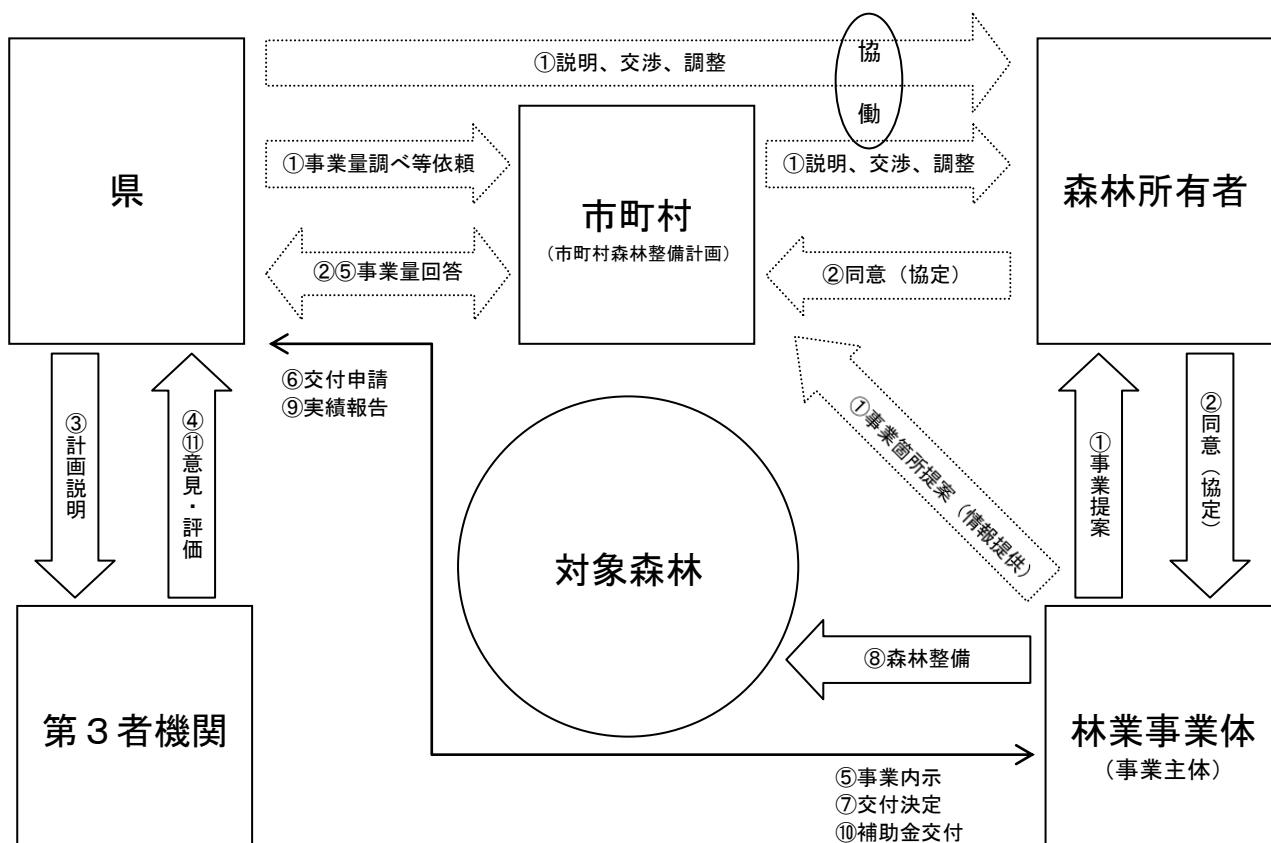
（上限：県の定める標準事業費）

森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費（関連条件整備）：38千円/ha

(9) 更新方法

更新伐における更新方法は、天然更新を基本とする。ただし、伐採実施の翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(10) 事業フロー図 (イメージ)



※市町村が事業主体として実施すること、市町村を通じた間接補助事業として実施すること、いずれも可。

担 当：林政部 森林整備課 整備係 (内線 3 1 9 5)

2 公有林化支援事業

(1) 事業目的

水源のかん養や生物多様性の保全等の公益的機能が広範囲に及ぶ重要な森林のうち、荒廃した森林又はそのおそれのある森林で、早急に公的な管理を行う必要がある森林について、県・市町村による公有林化を進め、適切な森林管理を図ることで、地域住民の安全で快適な生活環境の保全を図る。

(2) 対象地域

次に掲げる要件を全て満たす水源林等であって、将来にわたり保全管理する必要がある森林とする。

- ・岐阜県水源地域保全条例第13条第1項の規定により水源地域に指定された森林、又は指定される予定の森林であること。
- ・保安林に指定されることが確実であること、又は市町村の条例により公の施設として位置づけられること等将来にわたって森林の状態が担保されること。
- ・取得面積が1ha以上の森林であること。
- ・市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林として位置づけられていること。

(3) 実施内容

森林（土地及び立木）の取得
 ※森林の取得のための調査費も対象とする。

(4) 実施方法

市町村が公益上の観点から、公的に管理する必要がある森林を取得するために必要な経費を県が支援する。ただし、契約、登記等に必要な経費を除く。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

100ha

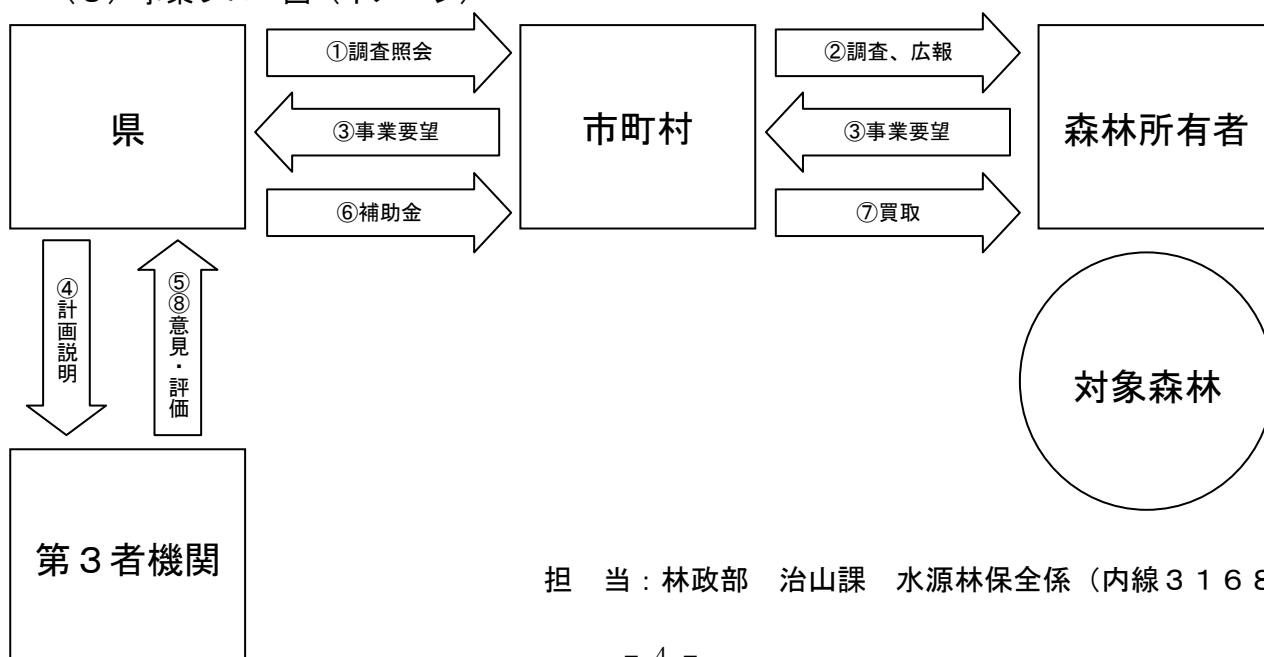
(6) 事業主体

市町村、県

(7) 補助率等

- ・森林購入後、保安林に指定し将来にわたり森林として管理する場合 10/10以内
- ・森林購入後、保安林以外の方法で将来にわたり森林として管理する場合 1/2以内

(8) 事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 治山課 水源林保全係（内線3168）

3 里山林整備事業 ※生活保全林整備、森林地域外危険木除去を含む。

(1) 事業目的

野生鳥獣による被害の軽減、気象害による倒木の防止など地域住民の生活環境の保全や、生物多様性の保全を図るため、里山林、住民に身近な樹木の整備・管理を支援する。

(2) 対象地域

①里山林整備タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 市町村森林整備計画において、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する森林。

(イ) 地域住民の健康増進や林産物の利用など、地域の資源としての活用が見込まれる森林。

2) 1 施行地の面積が0.1 ha 以上であること。

3) 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。

②生活保全林整備タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 次のいずれかに該当すること。

(ア) 野生動物による農作物被害や生活環境被害が生じている農地や住居等に隣接し、林縁からの奥行きがおおむね30m以内の連続した森林で、かつ整備対象箇所は、市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」(以下「生活保全林等」という。)であること。

(イ) 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる森林で生活保全林等であること。

2) 1 施行地の面積が0.1 ha 以上であること。

3) 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。

③森林地域外危険木除去タイプ

次に掲げる要件をすべて満たす樹木であること。ただし、地域森林計画対象内森林(②生活保全林整備タイプの対象)、及び個人等が所有する樹木や道路、公園等の樹木で管理者が自ら整備すべきものを除く。

- ・ 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる樹木
- ・ 住宅団地周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在する樹木
- ・ 自治会等から特に要望がある樹木

(3) 実施内容

①里山林整備タイプ

区 分	内 容
ア 侵入竹の除去	侵入竹の伐倒、除去、搬出運搬等
イ 森林病虫害の除去	被害木の伐倒、薬剤処理、破砕、搬出運搬等
ウ 広葉樹等の植栽	郷土樹種・花木・食餌木等の植栽
エ 修景等の環境保全	枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等林床整備
オ 不用木の除去	除伐、間伐
カ 付帯施設整備	ア～カのいずれかの施業に付随して行う歩道等の開設、安全施設等(柵工等)の整備
キ 既存施設の改修	歩道・木質構造物等の補修・改修
ク 施設整備	歩道等の開設、休憩施設等の新設

②生活保全林整備タイプ

区 分	内容等
ア バッファゾーン (緩衝帯) 整備	○森林整備 下刈り、つる切り 枯損マツ・ナラ類等の伐倒 上層木の伐採 侵入竹の伐倒 林縁部等の広葉樹等の植栽（樹種転換） 上記作業に伴う伐採木等の林内整理 (枝払、玉切、後片付け含む)
	○附帯整備 簡易な作業歩道の整備 簡易な安全施設等（柵工等）の整備
イ 危険木の除去	○倒木の危険性が高い樹木の伐採 対象木、保全対象、施業内容は下記のとおりとする。 (1) 対象木 次のいずれかに該当するもの (ア) 樹高が概ね10m以上であって枯損木又は斜立木であるもの。 (イ) 知事が特に危険と認めるもの。 (2) 保全対象 公共施設、住宅等で人命に関わる可能性が高いもの。 (3) 施業内容 伐倒、林内整理（枝払い、玉切り、片付け） なお、搬出、破砕については原則、補助対象外とする。 ただし、(2) (3) に該当しない場合、事業主体は事業計画書提出時までには部長と別途協議を行い、部長が特に必要と認める場合は事業実施できるものとする。

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

③森林地域外危険木除去タイプ

- ・危険木の除去（倒木の危険性が高い高木、枯損木、過度に成長した樹木等の伐採）

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象地域の里山林の整備等を実施する。

県は事業主体が実施する里山林整備等の費用を助成する。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

- ・里山林・生活保全林の整備 : 3,250ha
- ・森林地域外危険木の除去 : 50カ所

(6) 目標とする姿

- ・明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林
- ・明るい林相、多様な生物が暮らす里山林
- ・人と野生鳥獣との緩衝帯となる里山林

(7) 事業主体

①里山林整備タイプ

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者（ただし施設整備については県及び市町村に限る）

②生活保全林整備タイプ

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、
特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

③森林地域外危険木除去タイプ
市町村

(8) 補助率等

①里山林整備タイプ：

- | | |
|------------|------------------------|
| ・ 侵入竹の除去 | 上限：300千円/ha |
| ・ 森林病虫害防除 | 上限：40千円/m ³ |
| ・ 広葉樹等の植栽 | 上限：500千円/ha |
| ・ 修景等の環境保全 | 上限：125千円/ha |
| ・ 不用木の除去 | 上限：200千円/ha |
| ・ 附帯施設整備 | 上限：300千円/ha |
| ・ 既存施設の改修 | 上限：5,000千円/箇所 |
| ・ 施設整備 | 上限：必要経費積み上げ額以内 |

※施設整備の実施には県への協議が必要

②生活保全林整備タイプ：

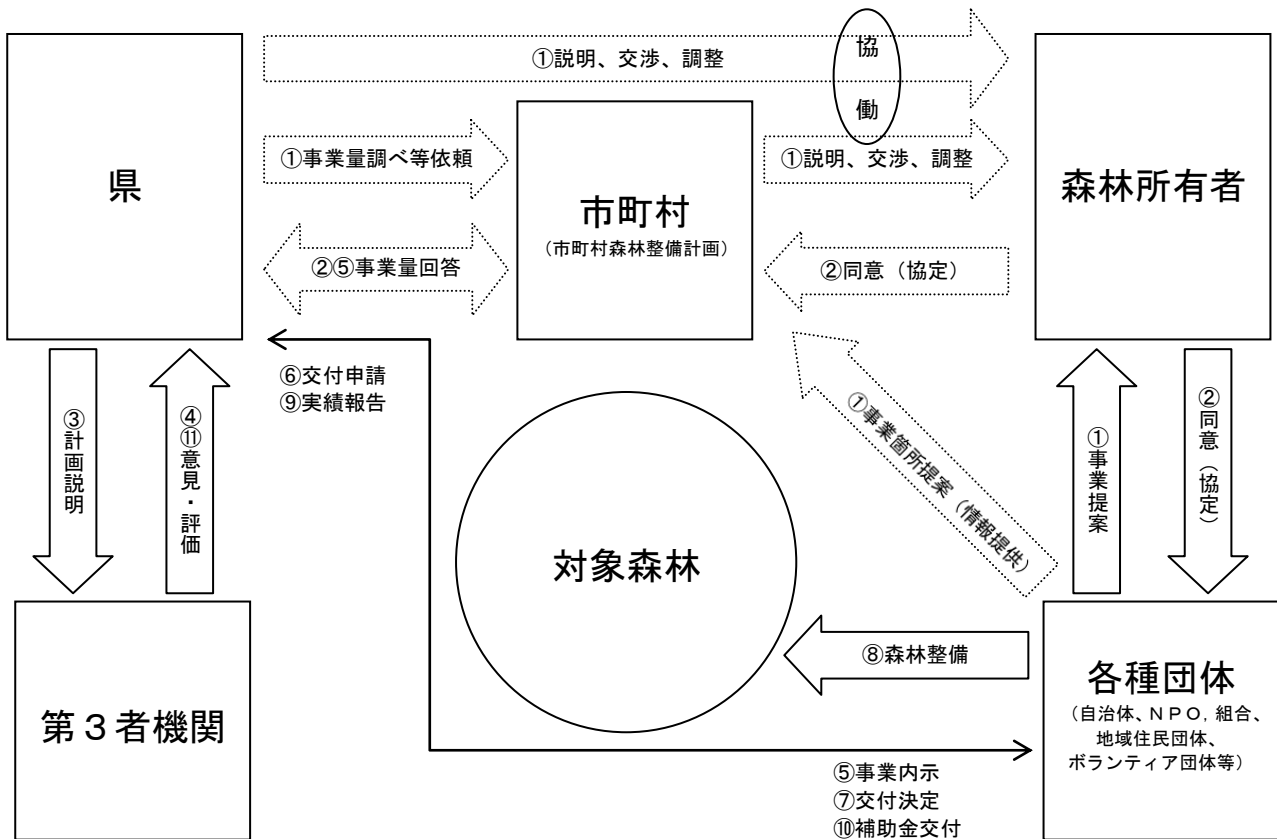
- | | |
|---------------|----------------|
| ・ 危険木の除去 | 上限：必要経費積み上げ額以内 |
| ・ バッファーズーンの整備 | 上限：700千円/ha |

③森林地域外危険木除去タイプ

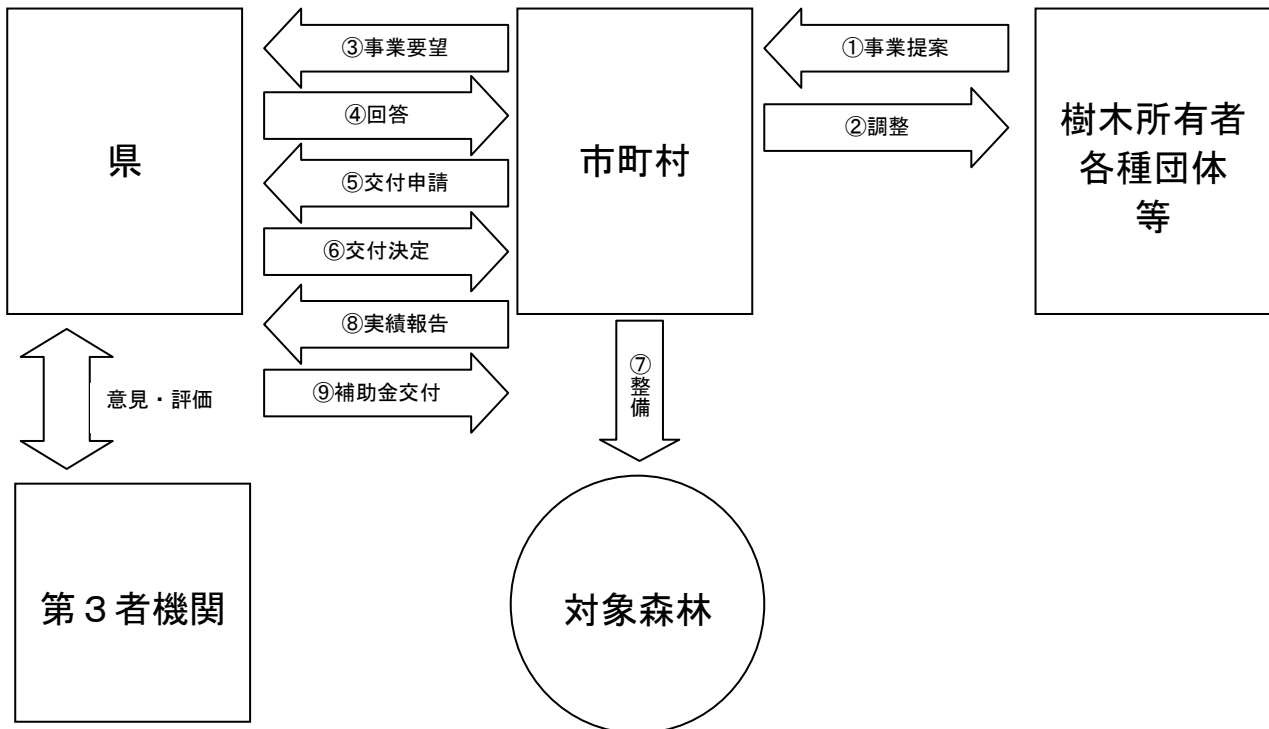
- ・ 上限：必要経費積み上げ額の2/3以内（上限500千円/1箇所）

(9) 事業フロー図 (イメージ)

①里山林整備タイプ、②生活保全林整備タイプ



③森林地域外危険木除去タイプ



担当：林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係 (内線3029)

4 観光景観林整備事業 ※観光景観林総合整備事業を含む。

(1) 事業目的

観光道路等から眺望ができ、景観形成上の価値が高く、外からの呼び込みによる地域活性化等に資することができる森林を「観光景観林」として位置づけ、市町村による適切な森林整備・保全を促進する。

また、総合的、継続的に事業を実施し、県内の「観光景観林」のモデル地域となる整備を支援する（拡充）。

(2) 対象森林

市町村が観光振興上、重要であると認める森林（民有林）とし、次に掲げる①～⑤の全てを満たす森林

- ① 観光道路として、地方自治体または観光協会等において、通称（愛称）がつけられた、または同等の通称（愛称）があると認められる道路の沿線の森林であること。
- ② 1か所につき0.1ha以上とし、1沿線につき面積が5ha以上とすること。
- ③ 観光道路に近接する林縁から尾根までの森林であること。
- ④ 森林所有者の同意が得られた森林であり、森林所有者との10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。
- ⑤ 市町村森林整備計画において「観光景観林」としてゾーニングされた、またはゾーニングされる予定の森林

(3) 実施内容

- ・ 不用木の除去（除伐・間伐・林内整備）
- ・ 伐採木・枯損木等の搬出
- ・ 景観形成のための植栽

【観光景観林総合整備事業のみ（拡充）】

- ・ 関連条件整備（所有者の特定、同意等）
- ・ 整備計画策定
- ・ 附帯施設整備（遊歩道、休憩施設等の整備（改修を含む））

(4) 実施方法

市町村が観光振興上、重要であると認められる森林について、整備計画を策定の上、県に提出。県において審査し、予算の範囲内において事業採択し、実施個所を選定

【観光景観林総合整備事業のみ（拡充）】

市町村からの提案された整備計画（3年程度）により事業地を選定、優先的・継続的に支援を実施

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

350ha（70ha/年）

(6) 事業主体

市町村

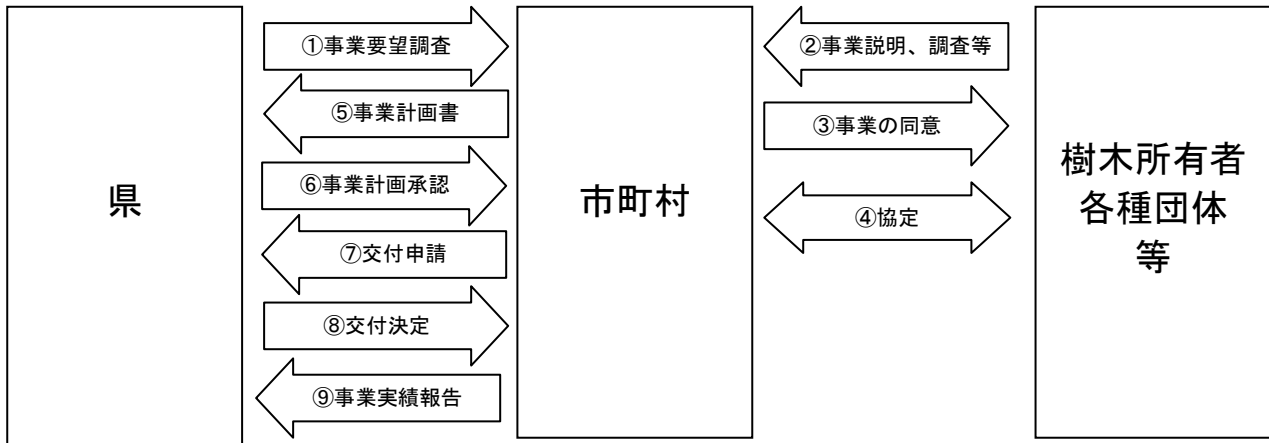
(7) 補助率等

- ・ 不用木の除去（除伐・間伐） 上限200千円/ha
- （不用木の除去に加え伐採木の処理がある場合） 上限450千円/ha
- ・ 景観形成のための植栽 上限500千円/ha
- ・ 伐採木・枯損木等の搬出 上限 7千円/m³

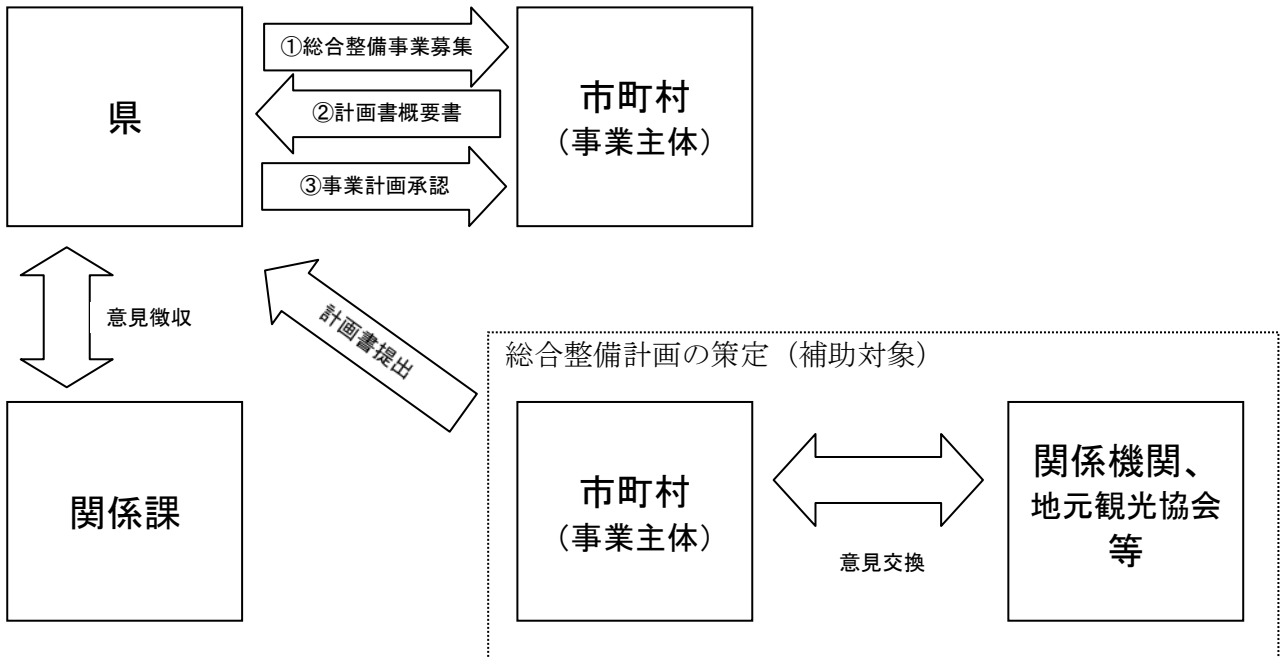
【観光景観林総合整備事業のみ（拡充）】

- ・ 関連条件整備（森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費） 38千円/ha 上乘せ
- ・ 整備計画策定 上限 必要経費の範囲内
- ・ 附帯施設整備 1/2以内（上限10,000千円）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



【観光景観林総合整備事業】
 に募集する観光景観林整備総合事業の計画の選定・承認をうけるものとする (下記流れ)
 承認後は通常の観光景観林整備事業と同じ流れで補助事業を実施



(総合整備計画に基づき、計画的、優先的に予算配分)

担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 緑化推進係 (内線 3026)

Ⅱ 自然生態系の保全と再生

1【野生鳥獣保護管理推進事業】ニホンジカ、イノシシ、カワウ等の捕獲等推進・捕獲の担い手確保推進

(1) 事業目的

急速に生息数や生息域を拡大するニホンジカ、イノシシ及びカワウ等の捕獲等を促進するとともに、捕獲の担い手を確保することで、農林水産業、森林・水その他の生態系及び日常生活等への被害低減を図る。

(2) 実施内容

①ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業

- ・地域住民が主体的にわな捕獲を行う体制の構築や狩猟者の捕獲技術の向上を図る。
- ・市町村が個体数調整を目的とした捕獲を実施する。
- ・県が主体となり捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施する。
- ・鳥獣捕獲等事業者となるために必要な技能及び知識を有する従事者を育成する。

②カワウ等被害対策支援事業

- ・カワウ等の被害対策活動を支援する。

③被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

- ・有害鳥獣対策等従事者の確保のため、市町村職員（専門職・非常勤・嘱託を含む）が銃猟（第1種）免許取得、銃所持許可及び銃購入等を行う。

(3) 実施方法

①ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業

- ・市町村が行う個体数調整を目的としたニホンジカの捕獲に必要な経費の一部を補助する。
- ・地域住民、団体等が行う捕獲体制整備等に係る経費の一部を補助する。
- ・法人が鳥獣管理を専門的に担う体制を構築するために必要な経費を補助する。
- ・わなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。（委託）
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ及びイノシシ）を実施する。（委託）

②カワウ等被害対策支援事業

- ・市町村、及び漁協、協議会等が行うカワウ等の捕獲、追払い等に必要な経費の一部を補助する。

③被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

- ・被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成に必要な経費の一部を補助する。

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

① ニホンジカの捕獲

37,500 頭

イノシシの捕獲

1,000 頭

② カワウ等被害対策支援事業

事業実施団体数 100 団体程度

③ 被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

第1種銃猟免許新規取得者 30人

(5) 事業主体

県、市町村、団体等

(6) 補助率等

①ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業

捕獲報償費（定額：ニホンジカのみ）、事業のうち安全啓発等に係る消耗品購入経費補助（定額）、捕獲体制整備に係る経費及び鳥獣捕獲等事業者育成に係る経費（定額）

わな捕獲技術向上に係る研修会の開催（県担当課が委託により実施）

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ニホンジカ及びイノシシ）（県担当課が委託により実施）

②カワウ等被害対策支援事業

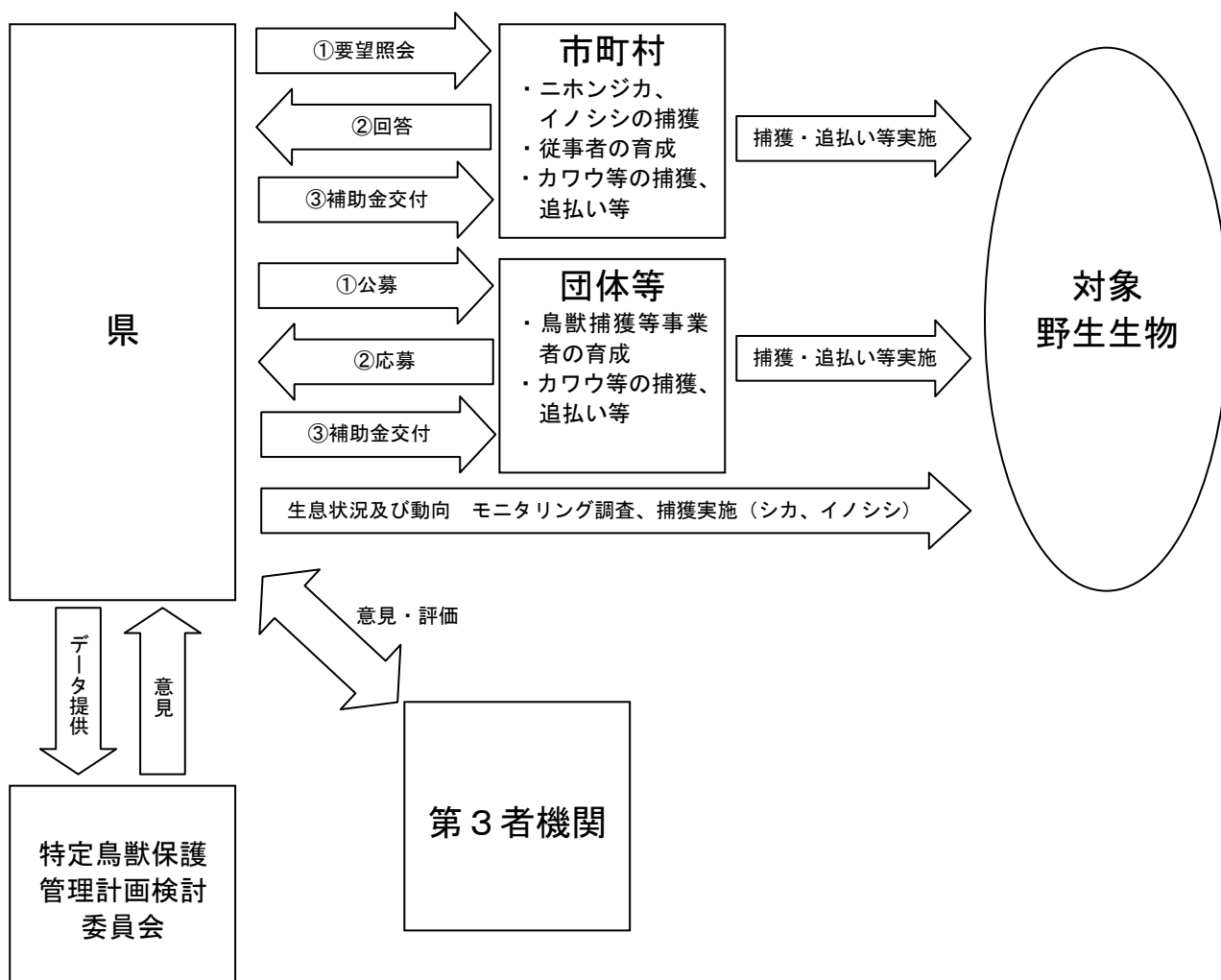
カワウ等の捕獲、追払い等に係る経費補助（定額）

③被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

被害防止捕獲従事者育成補助： 10/10、上限 50 万円/人

※銃猟免許の新規取得、猟銃の所持許可、銃器等の購入経費

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：農政部 農村振興課（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係（内線 3 1 5 7）

2【野生鳥獣保護管理推進事業】野生動物総合対策普及推進事業

(1) 事業目的

平成24年4月27日に知事と岐阜大学長とで協定を締結し、野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画やニホンザル被害対策指針作成等県の施策に反映してきたが、鳥獣に応じた被害対策について、さらに研究を進め、今後も政策や施策の提言等を行うシンクタンク機能を推進するとともに的確かつ効率的な野生動物の保護管理施策を推進する。鳥獣対策を一層推進するためには、鳥獣対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し地域住民が主体となって実践できる体制を整備する必要があるため、当該研究成果を市町村や住民へ広めていくとともに、鳥獣対策に取り組む人材を育成し、野生動物の被害を軽減することで人と野生動物の共存を図る。

(2) 実施内容

- ①鳥獣害に関する科学的なデータの解析
 - ・自動撮影カメラによる県内のシカの生息密度指標の確立 等
- ②施策の企画立案支援
 - ・鳥獣対策関係課情報共有会、シカの効率的捕獲を目指した体制の構築等
- ③鳥獣害対策専門の人材育成
 - ・鳥獣関係行政担当者研修会 等
- ④現場の技術指導
 - ・誘引捕獲手法など、捕獲体制の最適化と普及
- ⑤県民への情報発信
 - ・野生動物管理学研究センター連続講座「野生動物を知る」の開催 等

(3) 実施方法

大学に県の寄附金による研究部門を設置し、専任教員2名及び派遣職員により継続的に調査研究及び、各市町村や県民を対象に、研修会やシンポジウムを通じて普及、教育を行っていく。

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

講習会、シンポジウム等による鳥獣対策の普及や人材育成 2, 500人

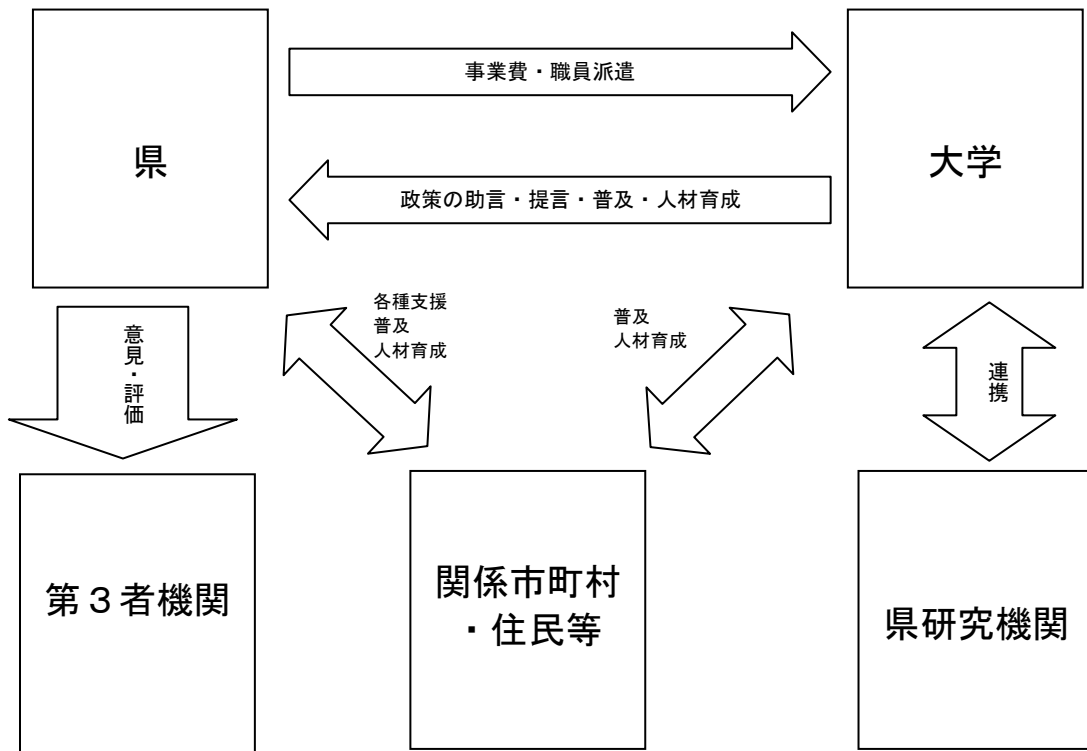
(5) 目標とする姿

県や市町村等が野生鳥獣について正しい知識を持ち、鳥獣対策をより一層推進するとともに、地域住民が主体となって鳥獣対策を行っていく体制を目指す。

(6) 事業主体

大学(岐阜大学)

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：環境生活部 環境企画課 生物多様性係 (内線 2701)

3 【水みちづくり推進事業】 流域協働による効率的な河川清掃事業

(1) 事業目的

第1期の流域清掃活動推進事業で連携を図ったNPO法人に加え、その他のNPOや地域住民等民間団体と県が協働し、流域全体を対象とした河川清掃活動に連帯して取り組むことにより、効率的な河川清掃モデルの確立と流域住民の河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発を図る。

(2) 実施内容

- ・ ゴミの集積しやすい場所や樹木が繁茂している場所等の情報収集
- ・ 河川清掃活動（ゴミの清掃）
- ・ 河道内樹木の伐採・除去
- ・ 不法投棄廃棄物等の回収

(3) 実施方法

- ・ NPO法人や地域住民等民間団体と協働して、県（河川管理者）が県管理河川における河道内樹木の伐採・除去や不法投棄廃棄物等の回収を実施。

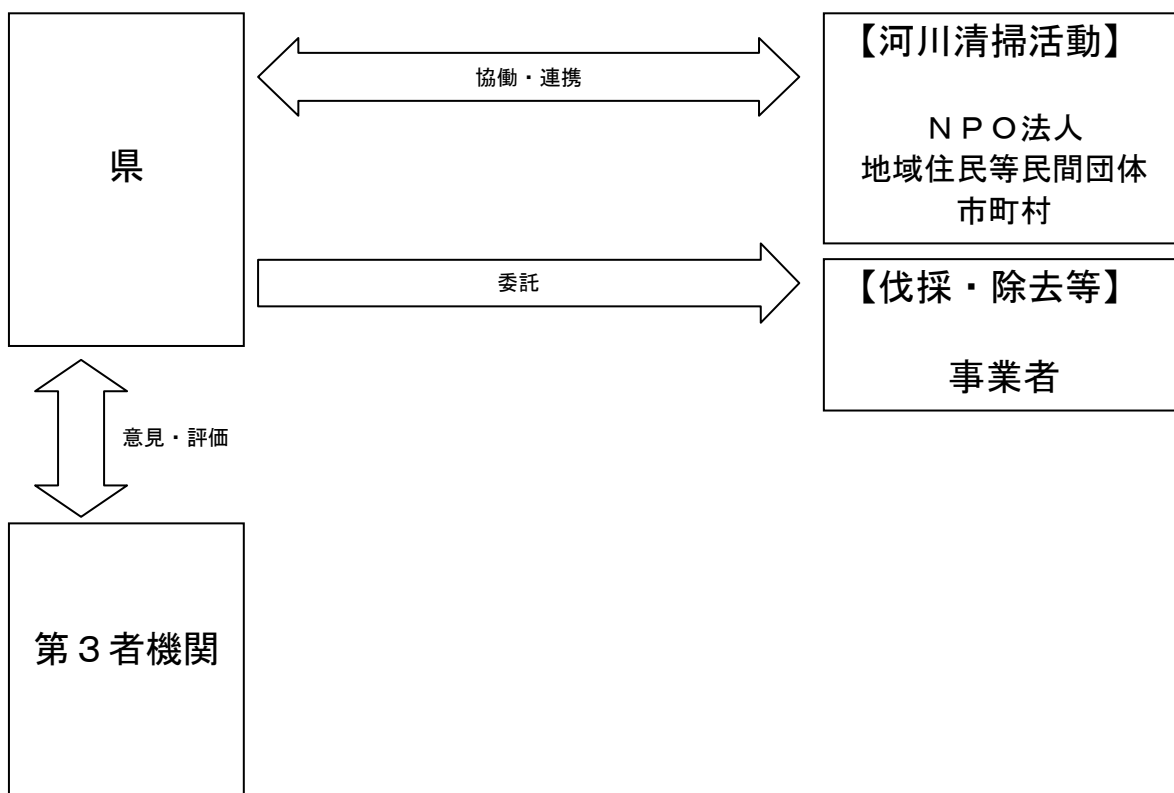
(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

73河川（河川清掃取組み河川数の拡大 48→73河川〔毎年5河川増〕）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：県土整備部 河川課 維持係（内線3729）

4 【水みちづくり推進事業】 里地里川における生態系保全事業

(1) 事業目的

農業生産性の追及による整備の進展や、外来種の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系を復活するモデル的取組み等を推進、支援する。

(2) 実施内容

① 推進事業

- ため池外来種駆除事業
 - ・ ため池に生息する外来種（バス、ギル等）の駆除、放流防止等
- 水田魚道設置推進事業
 - ・ 水田魚道設置研修会の開催・アドバイザーの派遣
 - ・ 水田魚道の効果検証 等
- 生態系保全支援事業（推進費）
 - ・ 団体支援に係る提案の審査会開催など支援事業の推進

② 生態系保全団体支援事業

- 里地里川の生態系を復活するモデル的取組みを実施する団体を支援。
- ・ 生態系に配慮した農業用水路の整備
 - ・ 水田、用排水路を活用した環境教育の実施 等

③ 生態系保全市町村支援事業

水田、用排水路における外来種等の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。

(3) 実施方法

① 推進事業

県はため池の外来種駆除、水田魚道の設置研修等を実施し、管理団体等への普及啓発を実施。

② 生態系保全団体支援事業

県は取組みを公募し、第三者による評価会議の結果を踏まえ、優秀提案者として選定した事業主体に対し費用を補助。

③ 生態系保全市町村支援事業

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村に予算の範囲内で補助。

(4) 事業量（H29～33年度の各年）

① 推進事業

- ため池外来種駆除事業
年間3地区実施
- 水田魚道設置推進事業
年間1地区以上実施

② 生態系保全団体支援事業

1団体あたり上限2,000千円を概ね年間5団体に補助
(学生の組織する団体については、上限300千円)

③ 生態系保全市町村支援事業

概ね年間6市町村に事業費の1/2(上限1,000千円)を補助

(5) 事業主体

① 推進事業 県

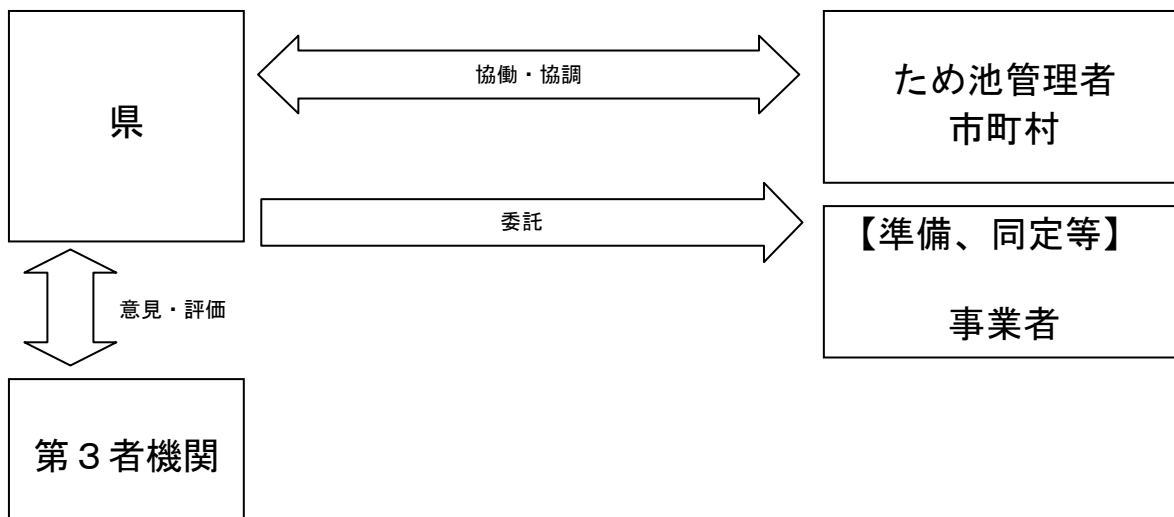
- ② 生態系保全団体支援事業 NPO、地域団体、学生の組織する団体等
- ③ 生態系保全市町村支援事業 市町村

(6) 補助率等

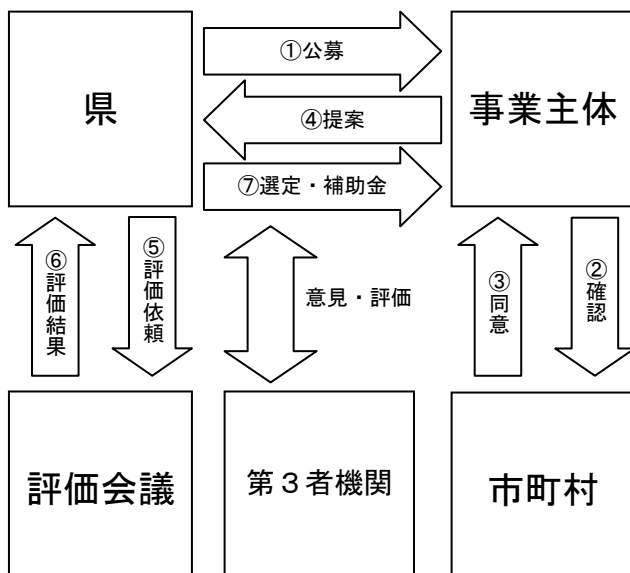
- ② 生態系保全団体支援事業
10/10 (上限2,000千円、学生の組織する団体については上限300千円)
- ③ 生態系保全市町村支援事業
1/2以内(上限1,000千円)

(7) 事業フロー図 (イメージ)

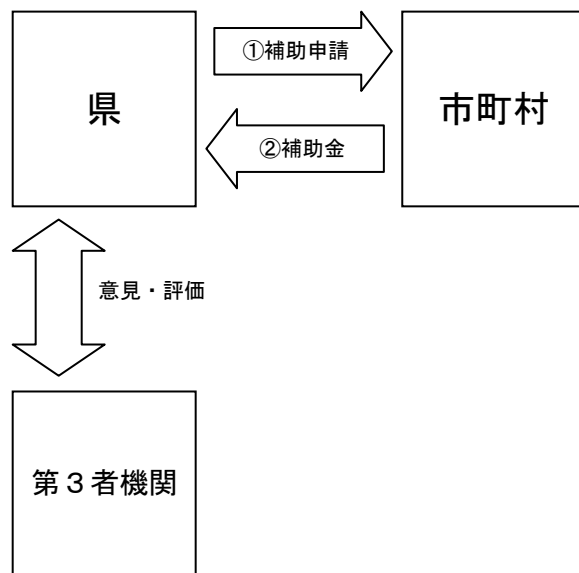
①ため池外来種駆除事業 (推進事業)



② 生態系保全団体支援事業



③ 生態系保全市町村支援事業



①担当：農政部 農地整備課 農地防災係 (内線3185)
 ②③担当：農政部 農村振興課 農村支援係 (内線3158)

5 【水みちづくり推進事業】 河川魚道の機能回復事業

(1) 事業目的

県管理河川及び砂防施設に設置されている魚道について、状態把握と適切な維持管理を行うことにより、河川の連続性確保を図り、魚がすみやすい環境の創出を図る。

(2) 実施内容

- ・ フィッシュウェイ・サポーターとの協働による点検
- ・ 魚道の機能回復（堆積土砂の除去、修繕・改修工事）

(3) 実施方法

地域住民や漁協などとの地域協働も取り入れながら、「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いた点検、土砂の除去や修繕・改修等の維持管理を実施。

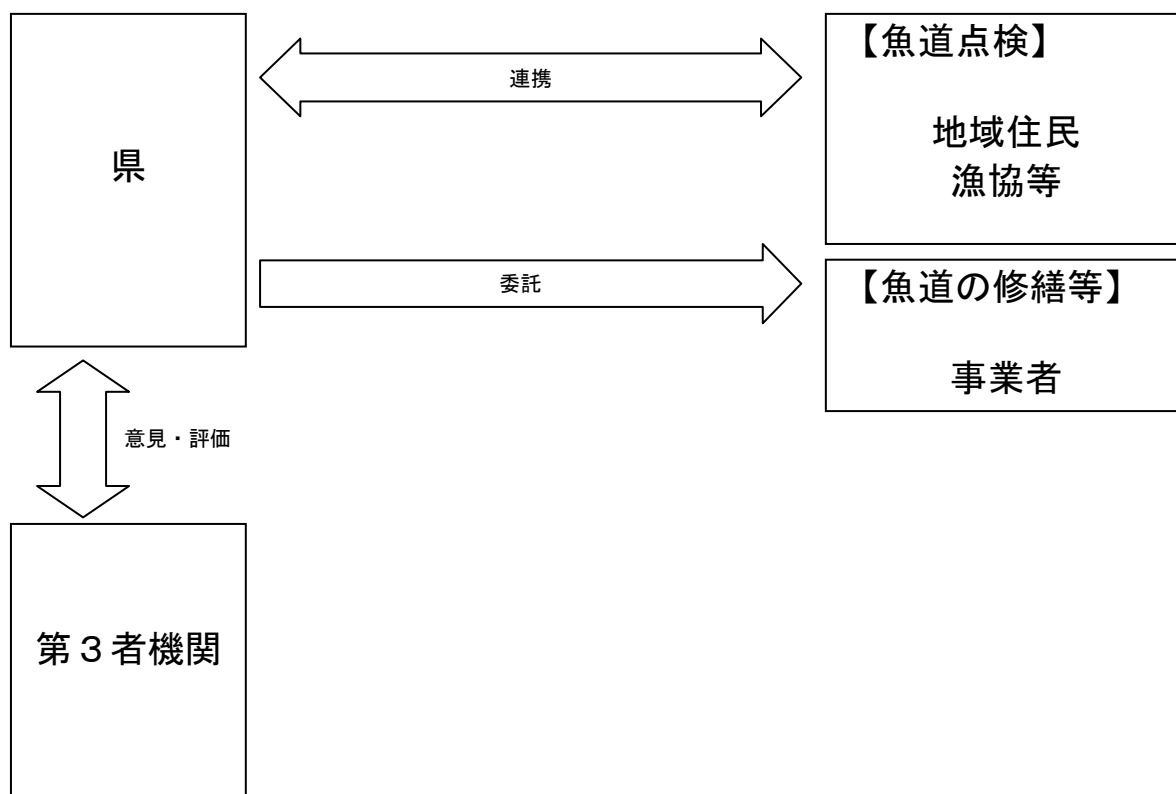
(4) 事業量（5年間）

672箇所（魚道点検の対象数）

(5) 事業主体

県

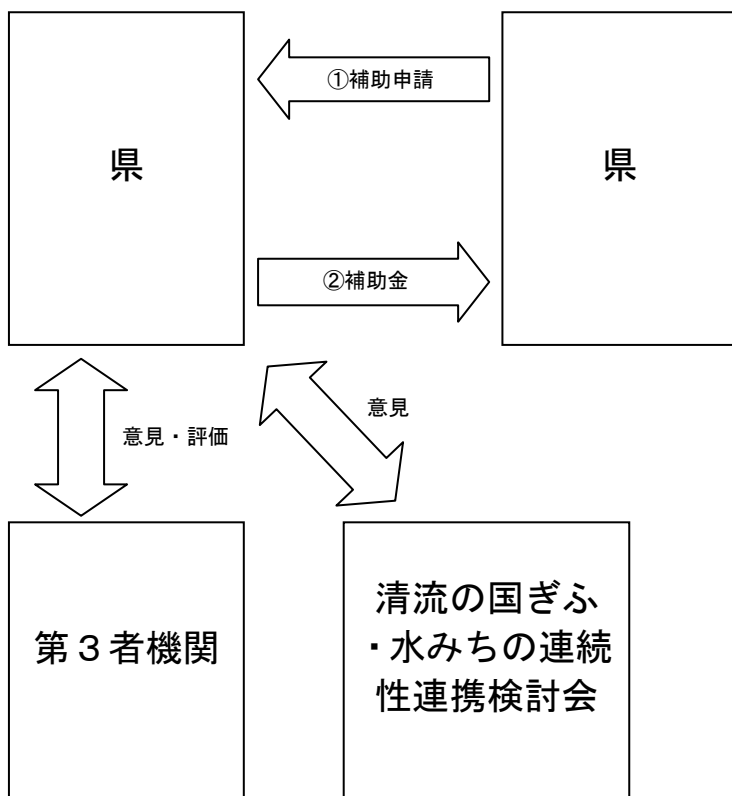
(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：県土整備部 河川課 維持係（内線3729）

6 【水みちづくり推進事業】 用排水路・河川落差解消支援事業

- (1) 事業目的
面的な広がりを持った水みちの連続性を確保し、河川や水田に生息する魚類の繁殖、生息空間を再生する。
- (2) 実施内容
農業用排水路や普通河川との落差の解消
- (3) 実施方法
市町村等は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村等に予算の範囲内で補助。
- (4) 事業量（H29～33年度の5年間）
概ね年間1地区以上に補助
- (5) 事業主体
市町村等
- (6) 補助率等
10/10
- (7) 事業フロー図（イメージ）



担 当：農政部 農地整備課 総合整備係（内線3188）

Ⅲ ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

1 木質バイオマス利用施設導入促進事業

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会の構築を目指すため、公共施設等への木質バイオマスを利用したエネルギー利用施設の導入を支援する。

(2) 実施内容

○公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入
木質チップ・ペレット等ボイラー、ストーブ等。ただし、燃料は県内に所在する森林から生産された木材を原料として加工・製造されたものに限る。また、ストーブ等は県内で製造された製品の導入に努める。

(3) 実施方法

○木質バイオマス利用施設の導入に対する補助

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

5施設（ボイラー）、100台（薪・ペレットストーブ）

(5) 事業主体

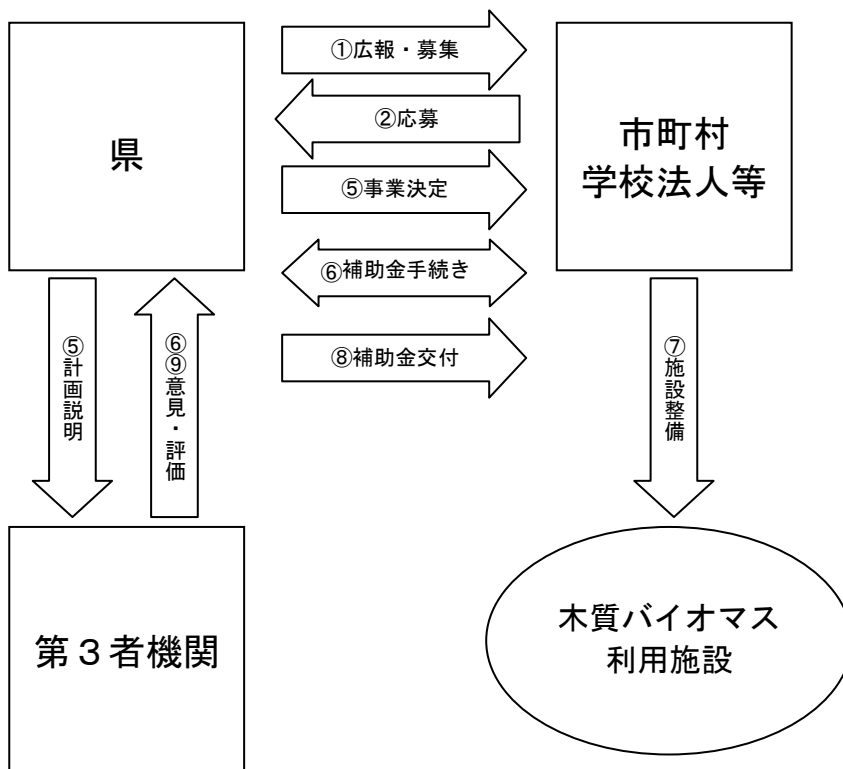
市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者）、その他知事が認めるもの

(6) 補助率等

事業費の1/2以内 上限設定あり（木質資源利用ボイラー等は25,000千円/施設、木質ペレットストーブ、薪ストーブは500千円/施設）

(7) 事業フロー図（イメージ）

公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入



担 当：林政部 県産材流通課 資源活用係（内線3014）

2 小水力発電による環境保全推進事業

(1) 事業目的

市町村・地域団体等が、身近な水路等（専用農業水利施設を除く）に小規模な水力発電施設を設置又は既存の小水力発電施設（以下 既存施設）を活用し、環境保全学習を実施することを通じ、環境負荷の低いエネルギーシステムの普及・啓発を図る。

(2) 実施内容

①環境教育推進型

0.1kW 程度の簡易な小水力発電施設の設置（既存施設の改修も可）及び必要に応じた電力利用施設の設置に要する原材料費、工事請負費、及び事業実施に必要な事務費の補助。

②環境保全提案型

0.1kW 以上の小水力発電施設の設置（既存施設の改修も可）に要する原材料費、工事請負費、及び事業実施に必要な事務費の補助。
電力利用施設の設置及び改修費用は対象外とする。

(3) 実施方法

県は取組を公募し、第三者による評価会議の結果を踏まえ、優秀提案者として選定した事業主体に対し費用を補助する。

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

①環境教育推進型 10 施設程度、②環境保全提案型 5 施設程度

(5) 事業主体

市町村、NPO法人、地域団体等

(6) 補助率等

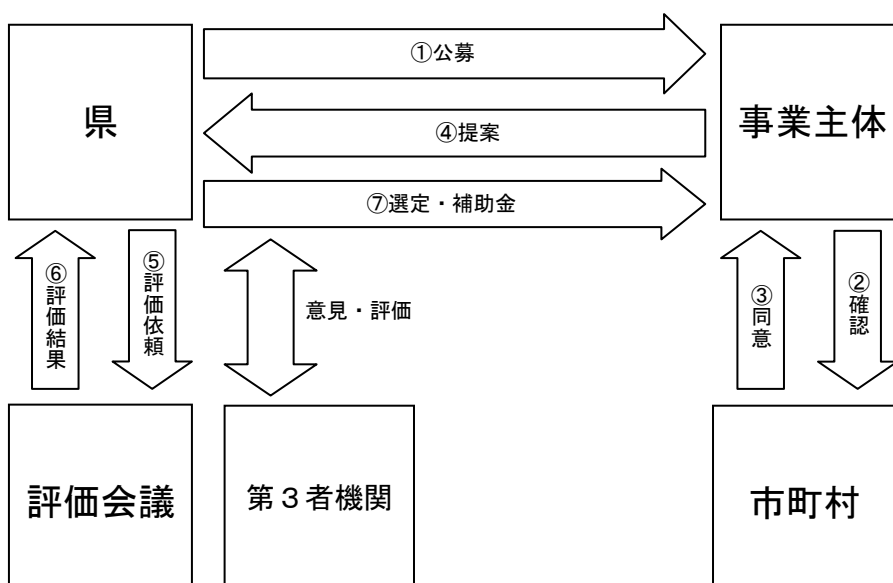
①環境教育推進型

補助率：定額（上限1,000千円）

②環境保全提案型

補助率： 定額 0.1kW～1kW まで : 1,000千円+100千円/0.1kW
1kW 以上 : 2,000千円/kW（上限10,000千円）

(7) 事業フロー図（イメージ）



担 当：農政部 農地整備課 水利・小水力係（内線3183）

IV 人づくり・仕組みづくり

1【県産材利用促進】木の香る快適な公共施設等整備事業

(1) 事業目的

公共建築物等木材利用促進法の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、環境にやさしく快適な空間を提供し、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち特に啓発効果の高い教育関連施設等の木造化や内装の木質化を支援する。

(2) 実施内容

①木造化

(建築物を新築、増築又は改築するにあたり、主要構造に木材を使用する場合)

②内装木質化

(主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用する場合)

③木造施設の修復

(県が指定する伝統建築物の修復)

(3) 補助対象施設

①延床面積が概ね 2,000 m²以上の教育関連施設(ただし、準耐火構造の規制を受ける施設は概ね 500 m²以上)、概ね 300 m²以上の福祉関連施設の木造化に対する補助

②延床面積が概ね 500 m²以上の教育関連施設、概ね 300 m²以上の福祉関連施設の内装木質化に対する補助

③延床面積が概ね 300 m²以上の県が指定する重要文化財及び有形民俗文化財の修復に対する補助

(4) 県産材の使用基準等

①木造化

- ・木質部材の70%以上に「ぎふ証明材」を使用すること
- ・柱、梁などの主要構造材はすべてJAS製品又は「ぎふ性能表示材」を使用すること

②内装木質化

- ・延床面積の50%以上の内装(壁、床等)を木質化すること
- ・木材は原則として「ぎふ証明材」を使用すること
- ・床、壁、天井のうち、2箇所以上を木質化すること

③木造施設の修復

- ・木材は原則として「ぎふ証明材」を使用すること

(5) 事業量 (H29～33年度の5年間)

木造化・内装木質化・木造施設の修復 45施設

(6) 事業主体

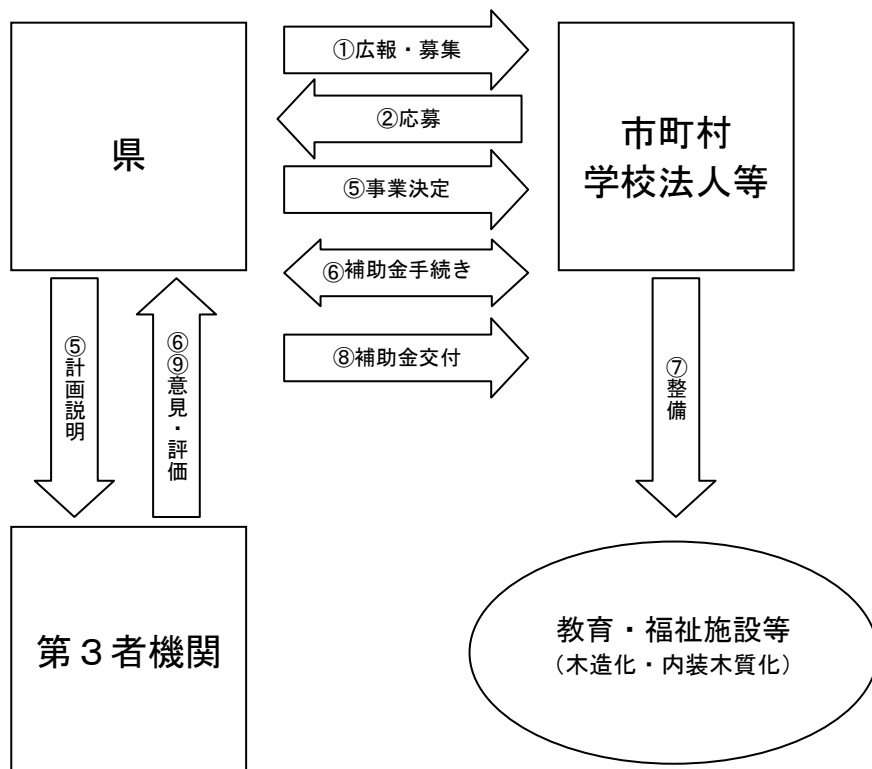
- ①、②市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等
- ③市町村

(7) 補助率等

- ① 17,000円/m²以内 (上限30,000千円)
- ② 10,000円/m²以内 (上限30,000千円)
- ③ 事業費の1/2以内 (上限50,000千円)

(8) 他の補助制度との併用
国等の補助制度との併用は可能

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 県産材流通課 販路拡大係 (内線3016)

2【県産材利用促進】ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

(1) 事業目的

公共建築物等木材利用促進法の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、直接、木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち、特に啓発効果の高い教育関連施設等における木製の机、椅子等の導入を支援する。また、不特定多数の子育て世代が身近に利用する施設においても、子どもが木とふれあうことができるよう、児童館、図書館等に「木育ひろば」の開設を支援する。

(2) 実施内容

①ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

教育関連施設への学校等の机、椅子等の導入（原則、J I S 適合製品、若しくは J I S に準拠した試験に合格した製品。ただし、ロッカー、下駄箱等の「収納家具」は除く。）

②木育ひろば設置事業

県から認定された「ぎふ木育ひろば」への県産材を使用した木製品（パーティション・置床等）の導入

(3) 実施方法

①児童福祉施設、教育関連施設等における県産材を使用した木の机・椅子等の導入経費に対する補助

②「ぎふ木育ひろば」認定について計画承認を受けた施設におけるパーティション、置床等の導入経費に対する補助

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

①6,000個

(5) 事業主体

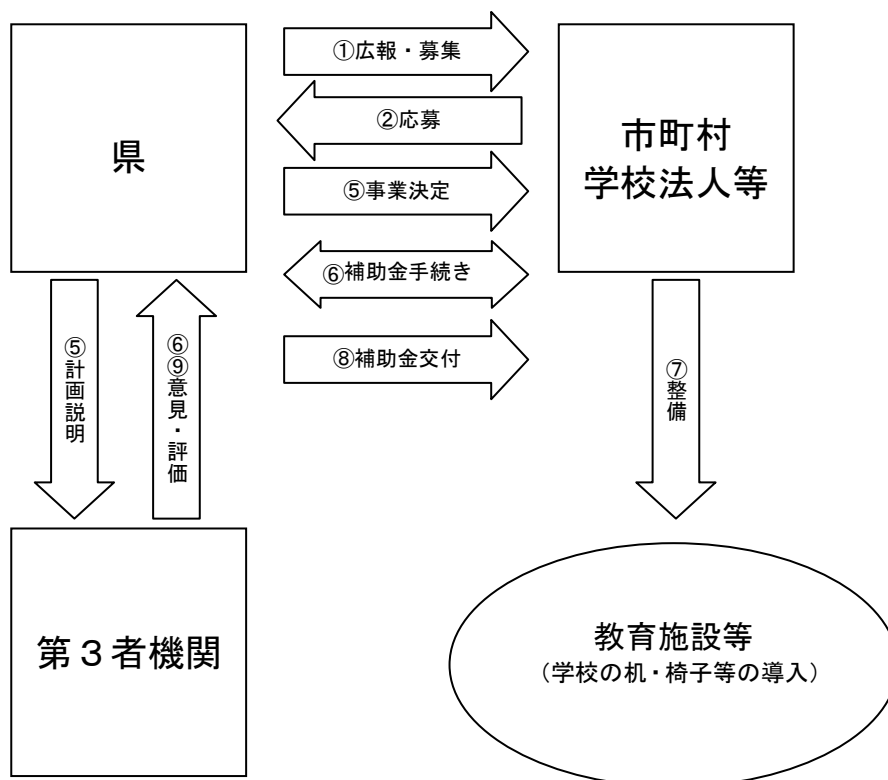
市町村、学校法人、社会福祉法人、子育て関連NPO法人 等

(6) 補助率等

①購入費用の1/2以内（机・椅子については上限18千円/セット）

②購入費用の10/10以内（上限400千円）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 林政部 県産材流通課 販路拡大係 (内線 3016)

3【県産材利用促進】 県民協働による未利用材の搬出促進事業

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会の構築を目指すため、県民協働による未利用材の搬出を支援する。

(2) 実施内容

市町村・地域住民が一体となって取組む未利用材の搬出

(3) 実施方法

市町村（間接補助事業者：地域で組織する協議会、NPO法人、バイオマス加工事業者等）

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

20,000t

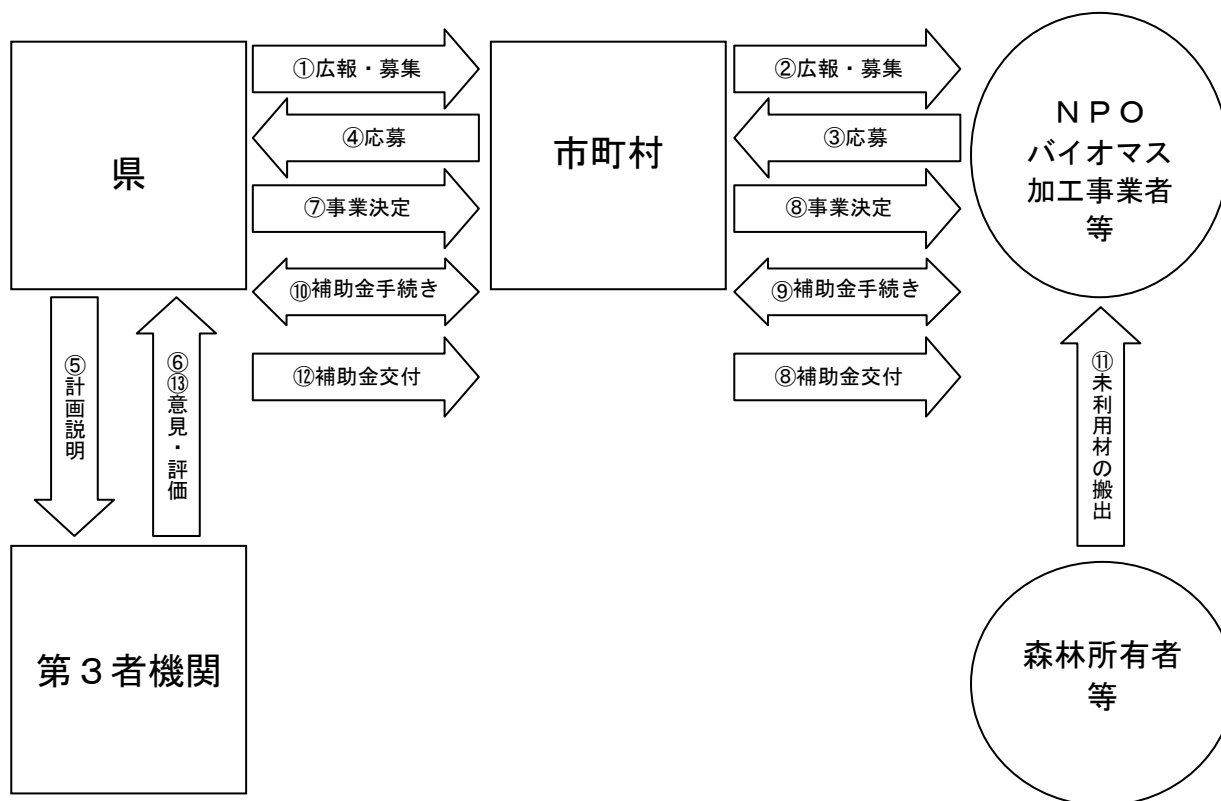
(5) 事業主体

市町村（間接補助事業者：NPO・バイオマス加工事業者等）

(6) 補助率等

市町村が助成する額の1/2以内 上限設定あり（1,500円/t）

(7) 事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 県産材流通課 資源活用係（内線3014）

4 【ぎふ木育推進事業】 ぎふ木育拠点整備等事業

ぎふ木育の取組み『木育拠点の整備』について(参考)

1. 目的

ぎふの豊かな森林の恵みを体感し、森林を守り育てる人材を育成するための教育である『ぎふ木育』を進めるため、「だれでも」「いつでも」ぎふの木を核とした「学び」「交流・連携」「創造」「発信」のサービスを楽しむことができる総合的な拠点を整備

2. 名称(案) 「(仮称)木のふれあい館」

3. 年間入場者数(目標) 3万人以上

4. 必要な施設(機能)

(1) 赤ちゃん木育ひろば(65m²): 0~2歳と保護者限定

- ・子どもが自由に、また保護者と遊ぶ。
- ・保護者は、安心して見守り、保護者同士で交流する。
- ・木育指導員等が、子どもを見守り、保護者へ遊び方等のアドバイスを行う。

(2) 木育ひろば(293m²): 3歳~保護者、大人

- ・子どもたちが空間(段差、大型遊具等)や、木のおもちゃを使って自由に遊ぶ。
- ・保護者・大人は、子どもと一緒に遊び、サポート。
- ・木育指導員等が、木のおもちゃでの遊び方を子ども等に教える。

(3) 木工室(67m²): 3歳以上、親子、研修者

- ・子どもや親子が、自然物(木、ドングリ、葉っぱ、枝)等を使って自由に造形。
- ・おもちゃ作家等が新たな木のおもちゃの制作・メンテナンスなどを実施。
- ・ぎふ木育等に関する研修を行う。

(4) ショップ(61m²)

- ・季節やイベントに合わせた企画展示(ギャラリー)。
- ・ぎふ木育、森のようちえん、里山づくり等に関する情報発信・交流の場

(5) その他

エントランス、授乳コーナー、休憩コーナー

5. 整備概要・スケジュール(案)

【整備予定地】

場所: 岐阜市学園町2丁目(ぎふ清流文化プラザ西)

建物延床面積: 836m²

【整備スケジュール】

H30年度	地質調査、修正設計
H30~31年度	新築工事、備品購入・設置
H32年度	供用開始

担当: 林政部 恵みの森づくり推進課(木育推進室) 木育拠点整備係(内線3035)

5 【ぎふ木育推進事業】 ぎふの木育教材導入支援事業

(1) 事業目的

直接、木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、木製学習教材の導入を支援する。

(2) 実施内容

環境学習で必要な木製学習教材等（木のおもちゃ、木材加工キット等）の導入

(3) 実施方法

幼稚園、小中学校、児童福祉施設等におけるぎふ証明材を使用した木製学習教材の導入に対する補助

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

300施設

(5) 事業主体

市町村、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人 等

(6) 補助率等

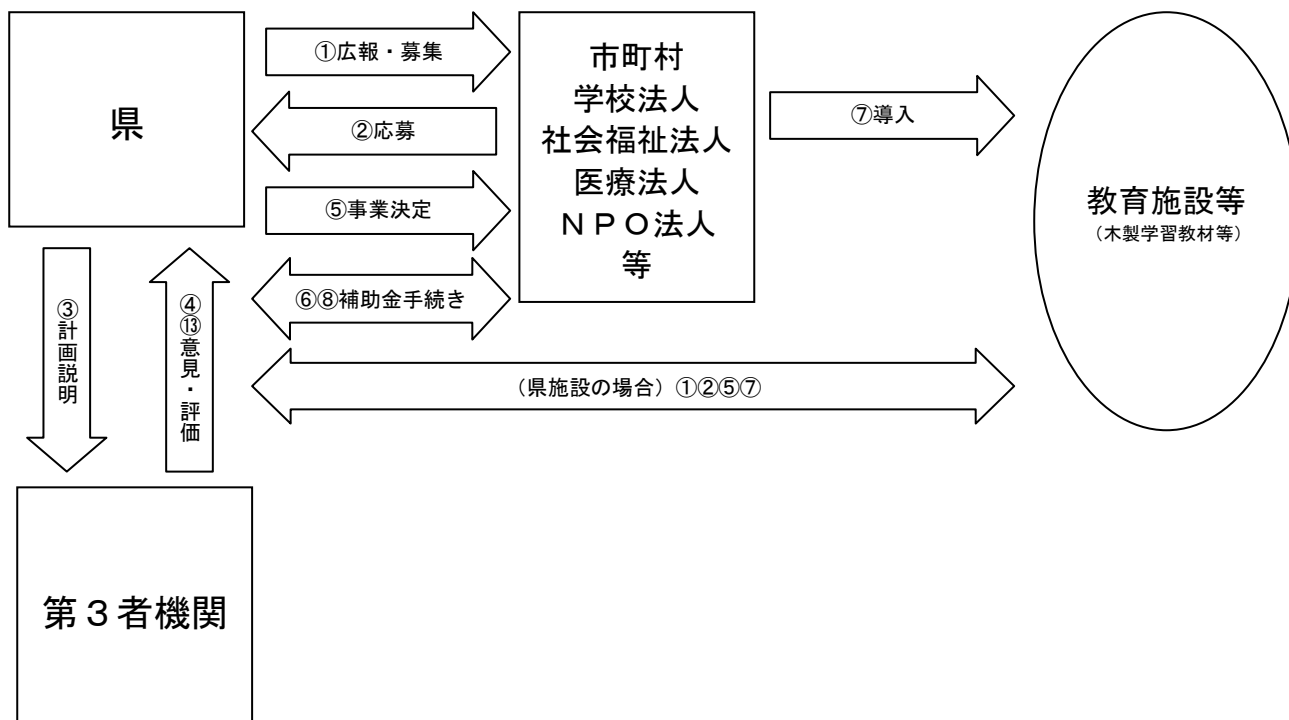
購入費用の1/2以内

※ぎふ木育教室を実施する場合は、購入費用が20千円以下の部分は10/10以内。
20千円を超える部分は1/2以内の額（上限100千円）

※「ぎふ木育ひろば」の事業計画承認を受けた施設は10/10以内（上限100千円）

※「ぎふ木育ひろば地域支援拠点」の事業計画承認を受けた施設は10/10以内（上限200千円）

(7) 事業フロー図（イメージ）



6 【ぎふ木育推進事業】 森と木と水の環境教育推進事業

(1) 事業目的

子どもたちを対象に、ぎふの豊かな自然（森・川・里山など）の持つ様々な公益的機能やそれらの保全に関する正しい知識の提供、森・川・海のつながりを実感するためのフィールドを活かした環境教育、木に触れ合うことを通じて自然に親しむ体験活動などの実施に対し支援し、将来の清流の国ぎふを担う人づくりを推進する。

(2) 対象地域

岐阜県内の学校、保育園（所）、幼稚園、児童館等の教育・保育関係施設
県民参加型のイベント会場

(3) 実施内容

① 森・川・海・里山に関する環境教育活動

（例：座学による環境教育、森、川、海、里山（田畑等も含む）での環境教育等）

② 森林・河川・海辺・里山保全活動

（例：植樹、下草刈り、除伐等の森林整備体験、河川清掃活動、里山の生き物調査等）

③ 木育活動

（例：木のおもちゃ遊び、木育教室等）

(4) 実施方法

実施団体への活動費の助成、県執行または補助事業

(5) 補助率等（緑と水の子ども会議 学校提案）

10/10以内の額

ただし、1校あたり10事業以内（1事業あたり150千円を上限）とし、総事業費500千円を上限とする。

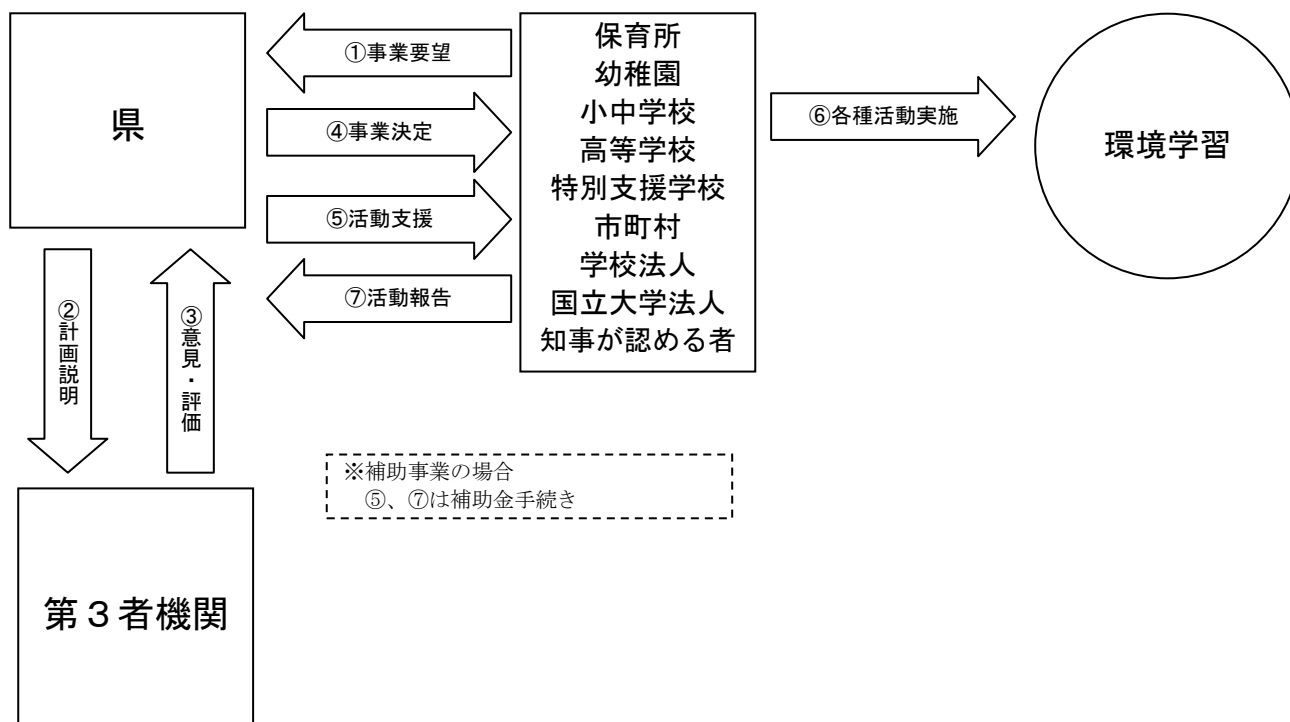
(6) 事業量（H29～33年度の5年間）

6,700人（100人×5年間）

(7) 事業主体

県（小・中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校、保育所（園）、幼稚園、市町村、学校法人、国立大学法人、その他知事が認める者）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 (木育推進室) 木育推進係 (内線 3035)

7 清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業

(1) 事業目的

森林・環境税による各種事業の概要や事業過程、達成状況などを県民に周知するための広報を実施するとともに、地域の歴史・文化、森・川・海のつながり、清流の大切さを学び、未来へ伝えていくための県民向けの普及啓発事業を実施する。また、県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等を構成員とする第3者機関を設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行う。

(2) 実施内容

- ①清流の国ぎふ森林・環境税事業の広報PR
 - ・情報媒体を活用した本事業の広報PR
 - ・広報PR及び事業成果報告に関する冊子類の作成、配布 等
- ②清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会事業
 - ・各種支援事業の審査、推薦
 - ・森林環境税による事業の実績の評価
 - ・森林環境税による事業についての提言
 - ・その他必要な事項

(3) 実施方法

- ①清流の国ぎふ森林環境税事業の広報PR
 - ・県担当課で実施
- ②清流の国ぎふ森林・環境税事業評価審議会事業
 - ・委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から知事が委嘱
 - ・委員会に委員長と副委員長を置き、委員会の会議は県担当部長の要請により開催

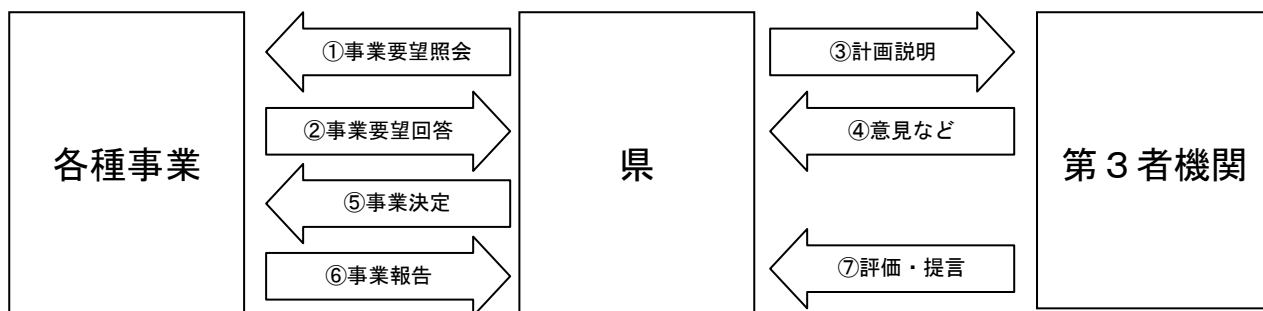
(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

- ①別途定める広報PR計画による
- ②15回程度開催（年3回程度開催）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係（内線3029）

8 上流域と下流域の交流事業

(1) 事業目的

上下流域の地域住民が、流域を辿りながら行う環境学習や環境保全活動を通じて交流し、相互の自然環境などに理解を深めることで森・里・川・海が一体となった環境保全意識を醸成し、環境保全活動を担う人材を育成する。

また、自然環境やその保全についての知識や経験が豊富な環境保全団体や環境教育団体等が連携することによって、団体の活性化を促し、県内における自然体験活動を通じた環境教育の普及・定着を図る。

(2) 実施内容

① 上下流交流ツアーの実施

県内5流域（長良川、揖斐川、木曾川・飛騨川、土岐川・矢作川、宮川・庄川）の流域を辿りながら森・里・川・海を目的地としたツアーを造成し、流域沿いの経由地や目的地などにおいて、上下流域から参加した地域住民が、それぞれのフィールドで活動する環境保全団体等の指導のもと、環境学習や自然体験、環境保全活動などを行う。

② 連携会議の開催

環境保全団体、環境教育団体等の関係団体による情報交換、専門家への意見聴取等、関係機関が自然体験活動を通じた環境教育を推進するための連携する機会を提供する。

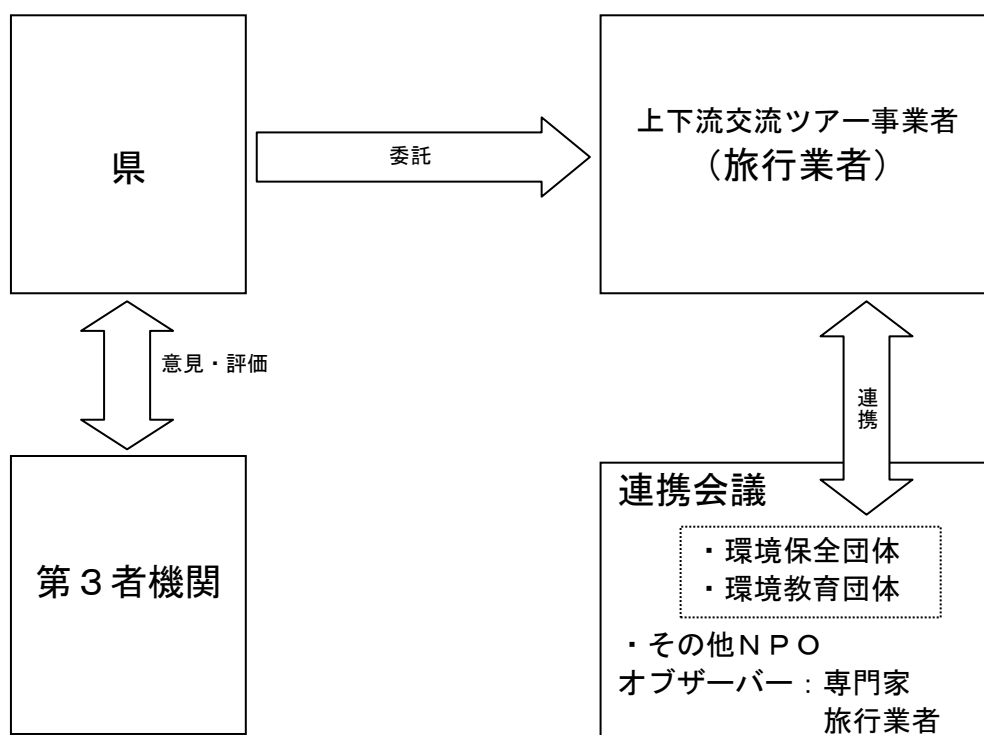
(3) 事業量（H29～33年度の各年）

- ① 上下流交流ツアー 年間15回
- ② 連携会議 年間1回

(4) 実施主体

県

(5) 事業フロー図（イメージ）



担 当：環境生活部 環境企画課 環境教育係（内線2697）

9 生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業

(1) 事業目的

県民、企業、市町村、民間団体等の各主体が、それぞれの立場で生物多様性の保全について考え、その保全に配慮した行動をするための契機となる啓発活動を行う。

また、木曽川のイタセンパラ（「種の保存法」の国内希少野生動植物種、「文化財保護法」の天然記念物）は、平成19年に生息が確認され、国土交通省が域内保全対策として木曽川河川区域内のワンドでの生息環境整備を進めている。しかし、同区域内ではブラックバス等の魚食性外来魚の生息も確認されており、年々生息数・生息域が減少する危機的状況にある。そのため、県は環境省と協定を締結し、木曽川固有の遺伝子を持つ極めて希少なイタセンパラを生息域外で保全してきた。

県民、企業、市町村、民間団体等多様な主体がイタセンパラの保護活動等の実際を学ぶことにより、生物多様性の重要性を実感し、生物多様性の保全・再生について行動していく社会づくりを目指す。

(2) 対象地域

県下全域

(3) 実施内容

生物多様性に関するシンポジウム等を開催し、住民や行政等の各主体が生物多様性の保全に取り組む研究者や他の行政担当者の講演等を聴取することで、それぞれにできることを考える・実行するための契機とする。

イタセンパラについては、生息域外保全により生産される個体を利用した生物多様性の重要性の啓発を行っていく。

木曽川に生息するイタセンパラの域外保全（※）は、繁殖技術の開発と遺伝的多様性の維持を目的に野生復帰を目指して継続するとともに、毎年生産される生体を利用して展示活用を図り、生物多様性の保全再生に関する県民の意識を醸成する。

県民に、外来生物リポーターへの参加の呼び掛け、外来生物の生息情報収集と公開などを通して、生物多様性保全の重要性を理解して頂く。

（※域外保全…生息する河川から取り出し、外部の施設において安定的に増殖させること。）

(4) 実施方法

- ① 生物多様性に配慮した地域づくりシンポジウム等の開催
- ② イタセンパラ等の生息域外保全、成果の展示等
- ③ 外来生物の情報収集・公開等

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

講演・展示等による生物多様性保全の普及啓発活動 各年度6回

(6) 事業主体

県

担 当：環境生活部 環境企画課 生物多様性係（内線2701）

I ～IV共通 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進

1 清流の国ぎふ地域活動支援事業**(1) 事業目的**

森や川づくりに対しての県民の関心を高め、県民総参加の森や川づくりを推進するため、NPO等自らが企画・立案・実行する創意工夫ある森や川づくり活動を支援する。

(2) 対象地域

岐阜県内での活動。

ただし、森・川・海の流域一体での環境保全活動など県外の上下流域との連携した活動が必要な場合は、本県に係わる流域県も対象とすることができる。

(3) 実施内容

森や川の価値や森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支える県民協働で取り組む森づくり・川づくりにつながる活動。

(例)

- ・ 県民参画の促進のための森づくり・川づくり活動
- ・ 地域の安全・安心の向上を目指す森づくり・川づくり活動
- ・ 水環境や生物多様性の保全を目指す森づくり・川づくり活動
- ・ 次世代健全育成のための森づくり・川づくり活動

(4) 実施方法

事業主体自らが計画から実行まで行う環境保全活動に対する支援。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

200件 程度

(6) 目標とする姿

県内各地で森づくり・川づくりを行う団体が、継続的で自立的な県民参加型の活動を活発に行い、県民協働の森づくり・川づくりが行われる。

(7) 事業主体

法人、団体（地域住民団体、ボランティア団体 等）

※個人の場合は、3名以上で構成された任意団体であって、規約を有す等諸要件を満たす場合に限る

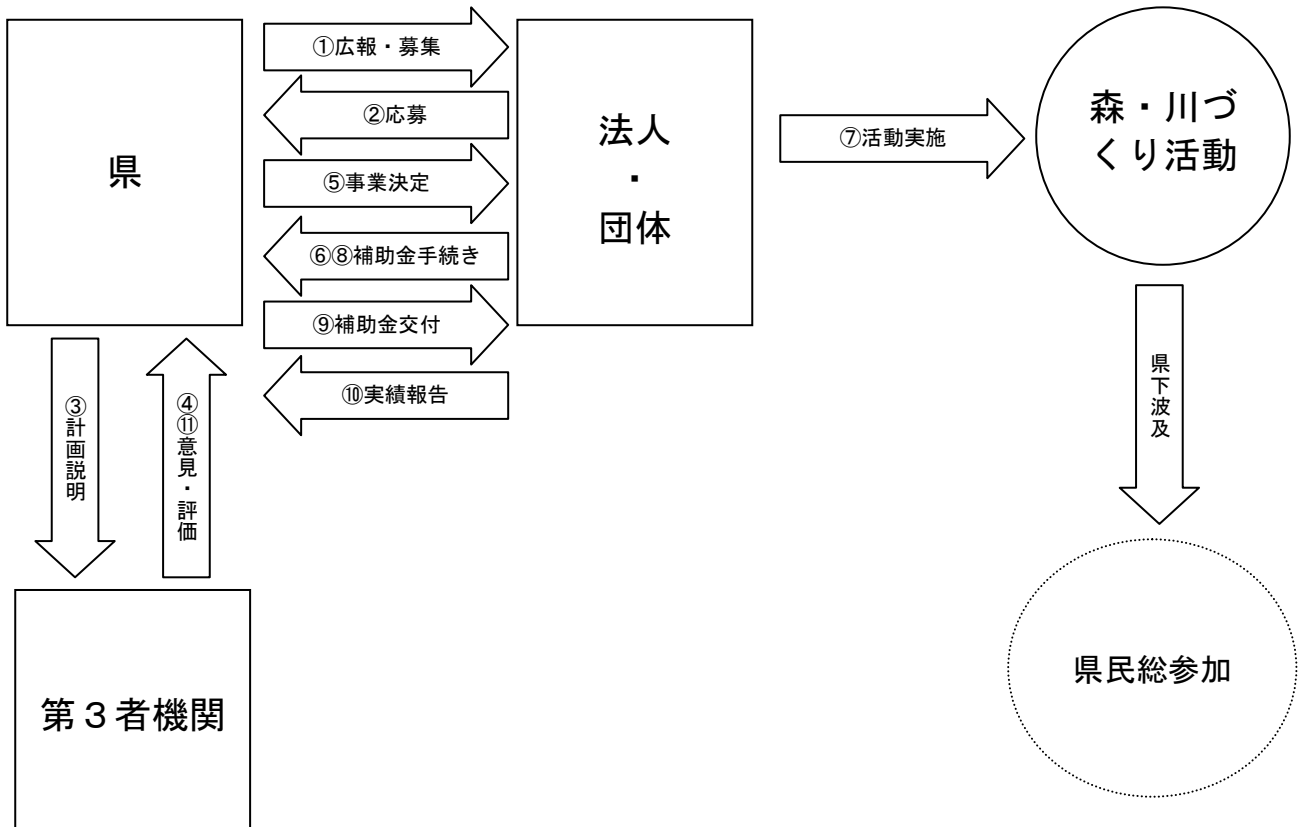
(8) 補助率等**①補助率**

- ・ 補助対象経費500千円以下の部分 10/10以内
- ・ 補助対象経費500千円を超える部分 1/2以内

②補助対象経費の範囲

1事業あたり100千円以上とし、2,000千円を上限とする。

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係 (内線 3029)

2 清流の国ぎふ市町村提案事業

(1) 事業目的

清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に沿って、その施策の4つの柱（下記）に掲げる取り組みを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、特に必要と考える事業を支援する。

- ① 100年先の森林づくりの推進
- ② 自然生態系の保全と再生
- ③ ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり
- ④ 人づくり・仕組みづくり

(2) 対象地域

- ① 岐阜県内の民有林
- ②、③、④ 岐阜県内

(3) 実施内容

地域が主体となった環境保全活動を効果的に進めるため、市町村が特に必要と考える事業。ただし、以下の経費は対象としない。

- (ア) 既存事業の財源振り替え（新たな展開又は拡大を図るものを除く）
- (イ) 国庫及び県単補助事業の市町村負担分
- (ウ) 職員人件費
- (エ) 不動産（土地、建物等）の取得費

(4) 実施方法

市町村の提案事業による

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

250事業

(6) 目標とする姿

地域の状況に精通している市町村が、地域のニーズに沿った環境保全の取り組みを行うことで、県内の自然環境の保全・再生が進む。

(7) 事業主体

市町村

(8) 補助率等

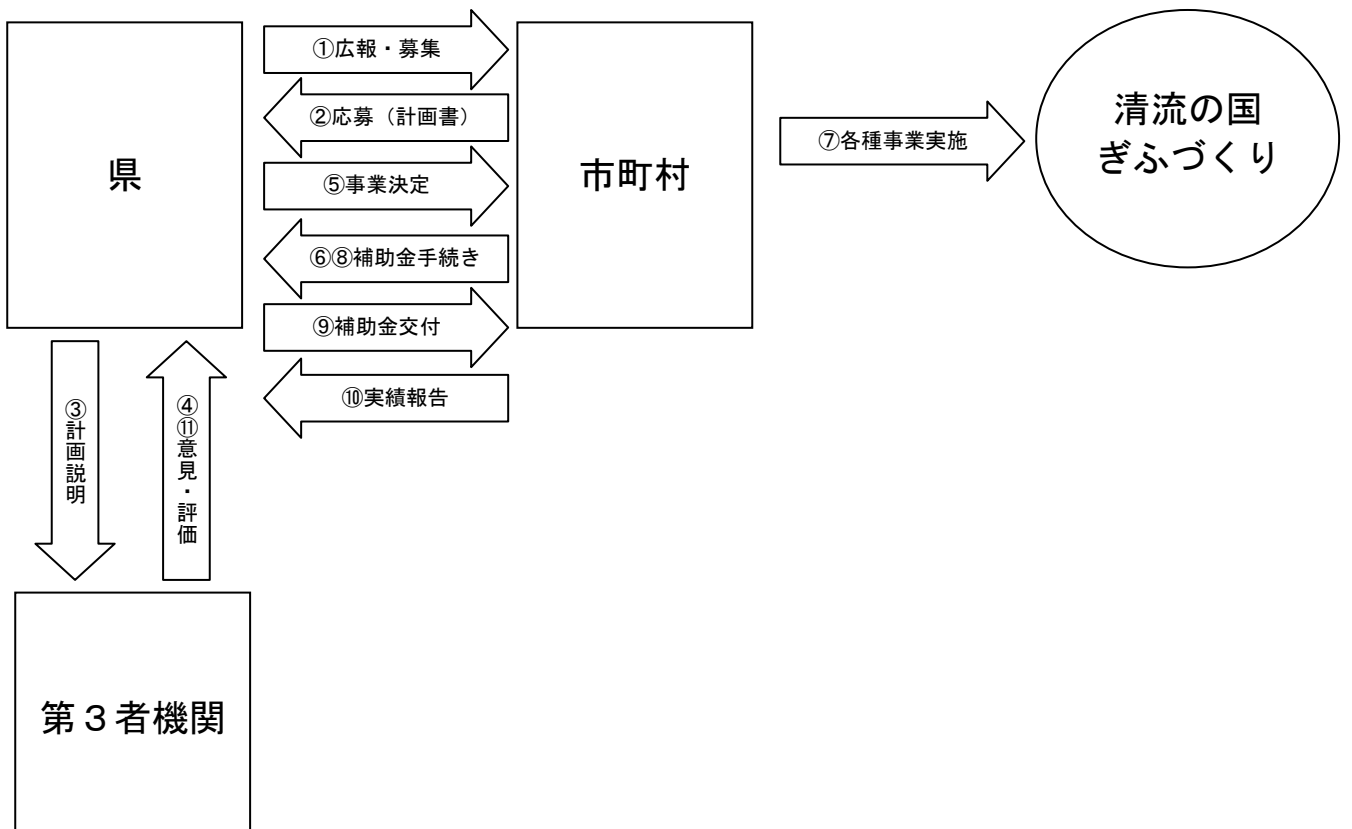
1 補助率

- ①、②：10/10以内
 - ③、④のうち下記のもの以外：10/10以内
 - ③のうち木質バイオマスの利用促進に関するもの：1/2以内
 - ④のうち県産材の利用促進または木育教材導入に関するもの：1/2以内
- なお、森林環境譲与税を充当するものは対象としない。

2 補助対象経費の範囲

- 1 事業あたり補助金上限額：5,000千円、下限額：500千円

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係 (内線 3012)